

平成 28 年 6 月 23 日

一般社団法人 温室効果ガス審査協会 ASSET 事業運営センターでは、環境省から平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（ASSET 事業）。以下、「本事業」という。）の交付決定を受け、1 次公募（4 月 26 日～5 月 25 日）を行いました。6 月末より 2 次公募を行う準備を進めております。

1. ASSET 事業の概要

本事業は、率先して先進的で高効率な低炭素機器の導入に取り組む先進的な事業者が、当該機器の導入等を加味した適切な排出削減目標を設定し、低炭素機器の導入と併せて事業所における運用改善の取組も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠の調整を行うことで、事業全体として確実な排出削減を担保し、以って業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減することを目的としているものです。

2. 2 次公募期間

平成 28 年 6 月末から 1 ヶ月程度を予定しています。

公募を開始する際には、本ホームページを通じて、その旨を公表いたします。

2 次公募の説明会は実施しません。本ホームページに既に公表している公募説明会資料および Q&A(URL: <http://www.asset.go.jp/contact/qanda>)を参考にしてください。

3. 対象者

本事業の参加には、以下の 2 通りの方法がありますが、今回も、目標保有者を 2 次公募いたします。

目標保有者	一定量の排出削減を約束する代わりに、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と排出枠の交付を受ける参加者。（今後募集をする「平成 28 年度先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業」の採択事業者）
取引参加者	目標保有者が目標達成を円滑に達成することを目的に排出枠の仲介をする参加者。取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はされません。

目標保有者の要件は、以下のアからオの法人・団体になります。

なお、補助対象事業等詳細な要件については、本ホームページに既に公表している目標保有者用の実施ルール・様式 (URL: <http://www.asset.go.jp/rule>) を参照ください。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

4. 問合せ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-29-1 住友不動産一ツ橋ビル 7 階

ASSET 事業運営センター 事業部

問合せメールアドレス：asset@gai.or.jp

以上